

## 下関市消防団PRキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市消防団をPRするために作成した下関市消防団PRキャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第2条 消防局長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「申込者」という。）が企画又は実施する各種イベント等で下関市消防団のPRに資すると認められる場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

(申込み)

第3条 申込者は、あらかじめ着ぐるみ借用申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に必要な書類を添付し、消防局長に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、借用日の属する月の前6か月から借用日の7日前までの期間に提出しなければならない。なお、消防局長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出承認等の通知)

第4条 消防局長は、申込書の提出があったときは、速やかに申込者に対し、着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）又は着ぐるみ貸出不承認書（様式第3号）の通知を行うものとする。

2 同一時期に複数の申込みがあったときは、原則として先着順とする。

3 消防局長は、第1項に規定する貸出承認の通知をした後であっても、業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めるときは、貸出承認の通知を取り消すことができる。

(貸出承認基準)

第5条 消防局長は、前条の通知をしようとする場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、着ぐるみの貸出承認をしないものとする。

(1) 下関市消防団の品位を傷つけ、又はイメージアップの妨げになるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

- (3) 特定の個人、企業、政党又は宗教活動について支援し、公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (4) 営利目的の活動に使用するとき。
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。
- (6) 着ぐるみを改造して使用する場合があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用について消防局長が不適切であると認めたとき。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として、着ぐるみを使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、消防局長が必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出料)

第7条 貸出料は無料とする。

(貸出方法等)

第8条 着ぐるみの貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、消防局において着ぐるみを直接受け取ることを原則とする。

2 着ぐるみの借用及び返却は、使用者が行うものとする。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の周辺で使用しないこと。
- (5) 荒天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他消防局長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取り消し)

第10条 使用者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱に違反した場合は、貸出承認を取り消すとともに、貸出しを行わない。

2 前項の場合において、既に貸し出しているときは、消防局長は返還を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

(原状回復)

第 11 条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

2 修理、修復が困難な状態まで損傷している場合は、消防局長は使用者に対し実費弁償を請求するものとする。

(責任)

第 12 条 着ぐるみの使用により、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、消防局は一切の責任を負わない。

(返却)

第 13 条 使用者は、返却時に着ぐるみに破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(補足)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

着ぐるみ借用申込書

年 月 日

（あて先）下関市消防局長

所在地（住所）.....

団体名（所属）.....

責任者氏名.....<sup>印</sup>

（自署の場合は押印不要）

電話/FAX.....

下関市消防団PRキャラクターの着ぐるみを使用したいので、次のとおり申し込めます。

なお、着ぐるみの使用については、下関市消防団PRキャラクター着ぐるみ貸出要綱を遵守します。

イベント等名	
イベント等の内容及び使用方法	
使用期間	年 月 日（ ） : から 年 月 日（ ） : まで
借用希望期間	年 月 日（ ） : から 年 月 日（ ） : まで <small>※原則、使用日1日前に貸出し、終了日又は翌日返却とします。（閉庁日は除く。）</small>
借用希望キャラクター ○印で囲んでください。	モセキ君 ・ コモセキ君
使用場所	
備考	

※イベント等の内容がわかる資料があれば添付してください。

様式第2号（第4条関係）

着ぐるみ貸出承認書

年 月 日

様

下関市消防局長

年 月 日付けで申込みのありました下関市消防団PRキャラクターの着ぐるみの貸出しにつきまして、下記の留意事項を理解いただいた上で貸出しを承認します。

記

1 イベント等名

2 貸出期間

(1) 貸出日時 年 月 日 ( ) :

(2) 使用期間 年 月 日 ( ) から 月 日 ( ) まで

(3) 返却日時 年 月 日 ( ) :

3 貸出キャラクター

4 使用場所

【留意事項】

- 1 下関市消防団PRキャラクター着ぐるみ貸出要綱を遵守すること。
- 2 借用及び返却については、申込者が行うこと。(閉庁日を除く 8:30~17:15)
- 3 着ぐるみが破損・汚損等した場合は、実費にて原型復旧もしくは弁償すること。
- 4 虚偽の申込みにより使用した場合、又は貸出要綱に反する場合は貸出承認を取り消す場合があります。

様式第3号（第4条関係）

着ぐるみ貸出不承認書

年 月 日

様

下関市消防局長

平成 年 月 日付けで申込みのありました下関市消防団PRキャラクターの着ぐるみの貸出しにつきまして、下記のとおり不承認とします。

記

1 イベント等名

2 不承認根拠

下関市消防団PRキャラクター着ぐるみ貸出要綱第5条第 号に該当

3 不承認理由